

2020年5月29日

課外活動団体に所属する学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課外活動の禁止について（5月7日付通知の期間延長）

関東学院大学
学生生活部長 施 桂栄

新型コロナウイルス感染症の感染予防措置として、下記のとおり課外活動の禁止措置を6月30日（火）まで延長することとしました。

大学への入構制限については、6月19日（金）から一部緩和することを予定しておりますが、体育施設・クラブハウス棟など課外活動における施設使用については、使用の禁止措置を継続しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、大学の入構制限の緩和、政府、自治体から要請があった場合や、今後の感染状況により対応を変更することがありますので、定期的に当サイト及びKGUポータルの確認をお願いします。

対 象：すべての公認団体及びサークル

期 間：2020年6月30日（火）迄

措置内容：通常の活動、練習、対外練習試合、合宿、遠征など学内外での活動を、原則として禁止する

以 上